

第 1 3 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成23年 7月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、電話交換手で60歳の者の所定内給与が52万 3千円、時間外手当が 3万 7千円、給与総額が56万 1千円、調査人員が 8名となっている民間給与調査の対象となった企業名の公開請求を行った。

2 同年 8月 5日、実施機関は、上記の公開請求に対して、平成19年職種別民間給与実態調査における民調報告書及び調査票（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

企業の給与に関する情報は秘密性が高く、これを公にすることにより企業に明らかに不利益を与えると認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

仮に調査結果を開示することとなれば、公表しないことを前提として築き上げてきた事業所との協力・信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力を得ることが困難となり、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。

(3) 条例第 7条第 1項第 6号に該当

職種別民間給与実態調査（以下「本件調査」という。）で得られた情報は、企業が通例として公にしない情報であって、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。

3 同月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し、企業名の公開がその企業に不利益と断じているが、該当企業の判断を仰がずに不利益と一方的に決めつけることは、審査請求人の求める情報を公開しないための言い訳であり、情報の隠ぺいを目的としていると断定せざるを得ない。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、事業所との協力・信頼関係が損なわれると断じているが、まさに逆の論法で、情報を提供した企業に公開の可否を問い合わせることこそ、誠意が伝わり、今後の協力・信頼関係向上に貢献するという側面もあるのに、そのことから避けるのも情報を隠ぺいするためのこじつけである。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当し、企業の通例と決め付けているが、高額報酬は、人材を採用するのに有効に働くという側面もあるのだから、該当企業に確認すべきで、そのことを省略したのは、該当企業が存在しないのではとの疑いを禁じ得ない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 企業の給与に関する情報は、当該企業が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、秘密性が高く、これを公にすることにより当該企業の事業運営に支障をきたし、当該企業に明らかに不利益を与えると認められる。

2 本件調査は統計法（平成19年法律第18号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に基づく一般統計調査であり、被調査者の秘密の保持、調査票情報の目的外使用の禁止等によって集められたデータの秘匿を担保することにより、被調査者と調査実施者の信頼関係の下で、調査における真実性や正確性が確保されている。

そして、本件調査は、調査の対象となる企業（以下「調査対象企業」という。）に対して提供されたデータについて極秘の取扱いとする旨を説明した上で実施しており、仮に本件調査の結果を公開することとなれば、公表しないことを前提として築き上げてきた事業所との協力・信頼関係が損なわれ、

今後の調査への協力を得ることが困難となり、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

3 法第13条により報告義務を課すことができ、当該規定の実効性を確保するための手段として、申告拒否、虚偽申告などに対する罰則を設けている基幹統計調査とは異なり、本件調査は調査対象企業に調査に応ずる義務はない。本件調査で得られた情報は、企業にとって秘密性の高いものであり、企業が通例として公にしない情報であって、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるから、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

4 審査請求人は公開の可否について該当企業への問い合わせをした上で判断すべきものであると主張しているが、公にしないとの条件で企業から任意に提供されたものであるため、公開の可否について該当企業への問い合わせをすることは、信頼関係を損ねてしまう可能性がある。また、条例第14条第 1 項の規定により意見照会するまでもなく、上記理由により非公開とすべきものと判断しており、また、同条第 2 項に規定する意見照会をすべき場合に該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 5 号又は第 6 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件調査について

本件調査は、名古屋市職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的として行われるもので、対象となる企業における従業員数、職種、学歴、給与総額等を調査するものである。

また、基幹統計調査は法第13条により調査対象に対し、報告義務を課すことができ、当該規定の実効性を確保するための手段として、申告拒否、虚偽申告などに対する罰則を設けているが、本件調査は基幹統計調査に該当せず、調査対象企業が調査に応ずる義務はないものである。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性

まず、当審査会は、本件行政文書が条例第 7条第 1項第 2号に該当するかどうかを判断する。

- (1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件行政文書は、調査対象企業の従業員の給与に関する情報を基に作成されており、法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。
- (3) 次に、本件行政文書を公開すると、調査対象企業に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。
- (4) 本件行政文書の内容は、調査対象企業における従業員の給与に係る情報であり、企業の経理、労務に係る内部管理に関する秘密性の高い情報である。そして、この情報を公にすると、調査対象企業内部における従業員の給与の格差や、他企業の同職種の従業員の給与との格差が明らかとなり、調査対象企業の今後の事業活動に影響を与えるおそれがあるため、調査対象企業に明らかに不利益を与えると認められる。
- (5) 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

5 条例第 7条第 1項第 6号該当性

次に、当審査会は、本件行政文書が条例第 7条第 1項第 6号に該当するかどうかを判断する。

- (1) 本号は、非公開を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである

る。

(2) 本号に該当するためには、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる必要がある。

(3) まず、本件行政文書の内容が、調査対象企業が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報か否かについて判断する。

ア 本件調査は基幹統計調査に該当しないことから、調査対象企業には調査に応ずる法的義務はないと認められる。

また、当審査会の調査によると、本件行政文書は、実施機関が提供された情報を極秘の取扱いとし、公にしないという条件のもとで調査対象企業から提供された情報に基づいて作成したものであることが確認されている。

イ したがって、本件行政文書の内容は、調査対象企業が任意に提供した情報であると認められる。

(4) また、本件行政文書の内容は、上記 4 (4) で述べたように、その性質上、調査対象企業において、通例として公にしないことが合理的であると認められる。

(5) 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

次に、当審査会は、本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明

らかである。

(3) そして、本件行政文書は、上記 5 (3)アで述べたように、極秘の取扱いをすることを条件に調査対象企業から任意に提供された情報に基づいて作成されている。

したがって、本件行政文書を公にすると、調査対象企業との信頼関係が失われ、今後の調査について協力が得られなくなり、本件調査の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(4) なお、調査対象企業に対して意見照会を行うことについても、それによって、調査対象企業に公開の可能性についての懸念を抱かせることとなることから、当該企業との信頼関係が失われ、上記 (2)で述べたことと同様のおそれがあると認められる。

(5) 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 9月 5日	諮問書の受理
9月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 3日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月 2日	審査請求人の意見陳述申出書を受理
平成24年 2月 8日 (第134回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
2月27日 (第135回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
3月30日	答申